

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成23年3月23日(水)

開会 9時30分

閉会 11時55分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育改革室長 岩間知之 教育改革室主査 清水照治

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 西浦昌宏 人材政策室主幹 西尾雅二

人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 栗本健光

人材政策室副室長 吉間禎夫

人材政策室主査 中出真人 人材政策室主幹 松本忠

福利・給与室長 福本悦蔵

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 宮路正弘、

高校教育室副室長 加藤幸弘

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 岡芳正

スポーツ振興室指導主事 堀之内宏行

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育推進特命監 小嶋浩

社会教育・文化財保護室主幹 桜井真愛

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長 小林正夫

図書館情報相談課長 上田泰子

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第77号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第78号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第79号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第80号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第81号 三重県教育委員会事務専決規程の一部を改正する規則案	原案可決
議案第82号 職員の人事異動(事務局)について	原案可決
議案第83号 職員の人事異動(県立学校)について	原案可決
議案第84号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第85号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第86号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第87号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第88号 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について	原案可決

議案第 89 号	三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 90 号	三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 91 号	「第 7 次三重県スポーツ振興計画」(案)について	原案可決
議案第 92 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 93 号	三重県教育委員会(教育長)の辞職について	原案可決

## 6 報告題件名

### 件 名

- 報告 1 三重県教育委員会事務局決裁及び委任規程の一部改正について
- 報告 2 平成 23 年度事務局職員の人事異動について
- 報告 3 平成 23 年度県立学校教職員の人事異動について
- 報告 4 平成 23 年度市町立小中学校教職員の人事異動について
- 報告 5 教員の指導力向上支援事業の平成 22 年度実施結果と平成 23 年度の概要について
- 報告 6 技能教育施設の内容変更及び廃止について
- 報告 7 平成 23 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成 23 年 3 月 10 日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 82 号から第 84 号まで、及び第 92 号、第 93 号並びに報告 2 から報告 4 までは、人事案件のため秘密会、議案第 88 号については、意志形成過程のため、また報告 7 については、国からの正式決定通知前のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 77 号から第 81 号まで、及び第 85 号から第 87 号まで、並びに第 89 号から第 91 号までを審議し、報告 1 及び報告 5、報告 6 の報告を受けた後、非公開の議案第 88 号を審議し、報告 7 の報告を受けた後、秘密会の議案第 82 号から第 84 号までを審議し、報告 2 から報告 4 までを報告し、議案第 92 号、第 93 号の順とすることを確認する。

### ・審議事項

#### 議案第 77 号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案(公開)

(教育総務室長説明)

議案第 77 号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

2 ページをご覧ください。ここに規則案要綱を付けさせていただいております。2 の改正内容でございます。本年度末をもちまして、桑名高等学校衛生看護分校が廃止されるため、当該規則中の別表地域機関及び教育機関の長印の項中、「桑名高等学校衛生看護分校(二)」を削るものでございます。施行期日は平成 23 年 4 月 1 日からでございます。

次、3 ページをご覧ください。この中で、上のほうが新で、下が旧になっておりまして、新旧対照表でございます。下の旧でございますが、この中の上段、地域機関及び教育機関の長印という部分の 2 つ目のところでございます。一番下のところに保管する室及び地域機関等となってございまして、この中で桑名高等学

校衛生看護分校(二)でございますが、ここに右側に線が付いてございます。廃校に伴いまして、この部分を削るというものでございます。

なお、上野商業高校とか、あるいは上野工業高校、上野農業高校につきましても廃校ということでございますが、この部分につきましては、先ほど見ていただきました右側のところでございます。保管する室及び地域機関等と見の中で、各地域機関及び教育機関(県立学校の分校を除く)というところ、この中で県立高校の管理につきましては、この部分で一律に定めておりますので、そういうことが影響がないということでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第 77 号はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

**議案第 78 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案(公開)**

(高校教育室長説明)

議案第 78 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由であります。

それでは、説明をさせていただきます。次の 1 ページが規則案、2 ページが規則案の要綱、3 ページ、4 ページが新旧対照表となっております。改正理由としましては、2 ページの規則案要綱にありますように、三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案が制定されたことによります。改正前について説明をさせていただきます。改正は第 2 条にかかる別表 1 の改正となります。この第 2 条と申しますのは、学校の課程、専攻科及び部科別の学科の別表 1 のとおりとするというものでございます。

それでは、1 ページ目の別表 1 をご覧ください。三重県立桑名高等学校衛生看護分校を廃止し、本校に衛生看護科及び衛生看護専攻科を設置する内容です。次に、三重県立飯野高等学校に新たに定時制課程と普通科を設置する内容です。

最後は、三重県立上野商業高等学校全日制課程、三重県立上野工業高等学校全日制課程及び三重県立上野農業高等学校全日制課程を廃止する内容となっております。これらに対応しまして別表 1 を改正いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第 78 号はいかがでしょうか。

高校教育室長

申し訳ありません。2 ページ目でございますが、1 の改正理由のところの「三重県高等学校条例」とありますが、三重県立という「立」が抜けております。誠に申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

委員長

条例の一部が改正されたことをもって、運営の基礎が変わったということで、議案第 78 号は承認いたします。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

## 議案第 79 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育改革室長説明）

議案第 79 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則案でございます。この規則案ですが、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正するというので、別表 1 の項高等学校の欄中三重県立桑名高等学校衛生看護分校を削り、同表 2 の項高等学校の欄中三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校を削るということで、（附則）この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。こういうふうに規則を改正したいと思います。

2 ページ開いていただきまして、その理由等でございますが、要綱を載せてございます。改正理由でございますが、先ほどと同じようなことでございますが、平成 23 年 3 月 16 日に三重県立桑名高等学校衛生看護分校、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校を廃止することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要があるということでございます。

改正内容は、先ほど読ませていただいたとおりでございます。施行期日も 4 月 1 日からでございます。

新旧対照表が 3 ページに載せてございます。よろしくお願いたします。

【質疑】

委員長

議案第 79 号はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

## 議案第 80 号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

議案第 80 号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが、今回改正しようとする規則案でございます。もう 1 枚めくっていただきまして、2 ページに規則案要綱という形で記載させていただきました。1 の改正理由ですが、22 年度に「三重県教育ビジョン」の策定業務が終了したこと。それから、平成 24 年 4 月の開校を目前に、桑名員弁地域に整備する特別支援学校の開校準備に関する業務を行うことに伴いまして、この規則の一部を改正しようとするものです。

3 ページに新旧対照表という形で整理をさせていただきましたが、下段の現行のところ、教育振興ビジョン策定特命監ということで、三重県教育振興ビジョンの策定に関する事務を処理するという職を設けてございます。今申し上げましたように、教育ビジョンの策定が終了したということで、この職を廃止するというのが 1 点ございます。

2 点目が、上段の改正案のところ、桑名地域特別支援学校開校準備特命監というのを 23 年 4 月から新たに設けようとするものでございます。これも、この開校準備に関する事務を処理するために特命監を設けるというものでございます。23 年 4 月の組織改正に向けての規則改正については、以上、特命監の廃止と新設の 2 件でございます。

【質疑】

委員長

議案第 80 号はいかがでしょうか。

丹保委員

内容の問題じゃないのですが、「本庁に限る」と書いてありますが、本庁に限らない場合もあるのですか。

人材政策室長

特命監というのは、全庁的に課長級の職として特定の業務を処理するための必要性に応じて設けてございます。基本的な組織の置き方としては、本庁に置く場合がほとんどでございます。教育委員会事務局の場合の地域機関は、埋蔵文化財センターと、あとは教育機関として県立学校があり、それ以外には生活・文化部との関係では、生涯学習の部分は指定管理を導入しているということで、組織としては置いていないので、教育委員会におきましては、こういった職を置くのは本庁に限られるのかと考えております。

知事部局におきましては、一部地域機関に特定の業務を処理するために置く場合もございますが、ほぼ本庁ということで、どこに置くか明記することになってございますので、こういう書き方をしております。

丹保委員

例えば、今みたいに支援のためにどこかの県に行くという場合には、その場合も本庁なり、それともその県になるわけですか。

人材政策室長

この規則そのものは事務局の内部組織でありますとか、事務分掌とか、副室長を置くとかいう職制を規定しているところでございまして、何らかの業務を新たにするために、その職制に変更が生じる場合には、この規則で新たに規定することになるわけです。委員のご指摘の例えば、派遣で支援に行くという場合で、課長級の 監を置いて、トータル的に教育委員会として事務処理するというのであれば、ここに規定する必要があるのですが、通常の職のまま派遣命令で派遣する場合であれば、改正の必要はないというように考えております。

委員長

ありがとうございました。

岩崎委員

この桑員地域の特別支援学校の開校に向けて職を置かれるわけですね。そうすると、これは開校準備が整って開校したら、その時点で廃止されるという。そうすると、その期間はおおよそこれから1年ぐらいと見ていいのでしょうか。その際、先ほどの委員のご質問にもあるのですが、ずっと本庁にいるのか、例えば必要に応じて準備したところに行かなければならないというようなこともあるのかと思って、本庁に限るといのが大丈夫なのかという質問だったのかなと思ったのですが。

人材政策室長

ご指摘のように、24年4月の開校を目的としていますので、この職そのものの役割としては、23年度1年と考えております。

それから、業務としましては、ご指摘いただきましたように、この桑名員弁地域に新たに設置する特別支援学校については、西日野にじ学園の児童生徒の数が増えてきているというところで、知的障がいにかかる特別支援学校を桑名に整備するというので、業務としてはずっと本庁ですということではなくて、地元の会合とか、あるいは新たな学校の教育課程をどうするかとか、スクールバスの問題とかについて現場対応も必要になってきますので、出張という形で西日野にじ学園、あるいは地域のほうにも出ながら、市教委等も含めてやり取りをしていただくこととなります。

ただ、あくまでも席としては、条例規則や予算上、あるいは議会の対応もございまして、本庁に置かせていただくということでございます。

岩崎委員

はい、分かりました。

委員長

議案第80号は承認いたしました。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

#### ・審議事項

**議案第81号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案（公開）**

（人材政策室長説明）

議案第81号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが今回の一部を改正する規則案の改正案でございます。

2 ページをご覧ください。改正の内容は2点ございまして、1つは題名ですが、「三重県教育委員会教育長事務専決規程」という名称になっていますが、これを他の規則との整合を図りたいということと、もう1点は、職の廃止なり職の設置に伴って、専決規程の一部の改正を行うものでございます。そのうちの題名の改正の部分ですが、この教育長事務専決規程のそもそもの制定の趣旨が、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長が代理執行をする事務を規定するというものでございます。

その根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、「教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は代理させることができる」と規定してございます。その法律の規定を踏まえて、昭和31年に三重県教育委員会規則第15号として制定いたしました。題名は三重県教育委員会教育長事務専決規程という題名で制定をされたところです。法制度的には、規則であっても規程という題名を用いていること自体は、誤りではないのですが、一方で規則という性質を持ちながら規程を設けているのは、三重県の知事部局の中には実はございまして、例えば、土地区画整理法の中で、規則に相当する規程を定めるといって定めている例がある程度でございます。この題名を見たときに、専決規程という、ほかにも規則にならない内部訓令の規程は多数ございますので、題名を見るだけでは規則の権能を有していることが非常にとらえられにくいということがございますので、題名をこの際、改めさせていただきたいというのが1点でございます。

近府県も同じ法律に基づいて定めておりますが、すべて規則という名称で定めてございます。それが1点ということ、それから2点目が、3ページの新旧対照表を見ていただきますと、先ほど審議いただいた規則の中でも出てきましたが、「教育振興ビジョン策定特命監」を廃止して、「桑員地域特別支援学校開校準備特命監」を設けると。

それから、これは生活・文化部との共管で事務運営をして、生活・文化部に具体の事務をお願いしているところですが、博物館に新たに「副館長」という職を設けるといって、その文言を入れさせていただいたところ。

この別表第1条関係は何を規定しているか申し上げますと、懲戒処分を除いて、課長補佐級以下の職員の任免その他の人事に関しては、教育長権限ということ、この本文で謳ってございまして、この別表に掲げているのは、課長級管理職の職を設けてありまして、この管理職の職については、教育委員会の権限であって、教育長に代理執行させないという規定でございます。ですので、この後、審議いただきます人事案件につきましても、事務局ですと、課長級以上は議案として、課長補佐級以下は報告という形でさせていただくという枠組みになってございます。

以上でございます。

## 【質疑】

委員長

議案第81号はいかがでしょう。

丹保委員

もう一度、規則と規程の違いを、簡単に結構です。

人材政策室長

規則は知事部局でもそうですが、条例に基づく一定の何かを定めるといって、それは決裁権限でいきますと、知事まで、教育委員会でしたら教育委員会の議案が必要ということでございます。そこまで至らない場合でも、何らかの形で仕事のやり方とか、決め事を定めるときには、内部の規定という形で文書の処理をどうするかというような内部処理的な部分にかかわる部分については、規程というような形でさせていただいているのが通常でございます。

丹保委員

分かりました。ありがとうございました。

委員長

いかがでしょう。

副教育長

規程というのは、内部文書的な意味が強いという。オール県庁で見直しをかけたんですが、ちょっと残っていたんです。

## 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

**議案第 85 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（福利・給与室長説明）

議案第 85 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、今回の改正の趣旨は 2 ページでございます。主な趣旨としましては 2 点ございまして、改正内容のところをお読みしますと、給与条例の一部改正に伴い、時間外勤務手当等に関する規定の整備を行うということでございます。具体には、3 ページの下段にあるようなこととございますが、これは、昨年ちょうど 1 年前に超過労働時間、1 ヶ月 60 時間を超えます勤務時間の取扱いにつきまして、超えるものについては休暇と振替えるという規定を設けたところでございます。それは 4 時間、8 時間単位で振り替えるわけでございますが、それで振り替えられない場合は、60 時間超の時間になった場合は、規定の勤務の超過の率に対して、まださらに 100 分の 25 を足したものを支給しなければならないということで決められた規定がございます。ただし、その中でも労基法上のことがございまして、日曜日の超過勤務になった時間のことにつきましては、その対象時間からは除くことになりました。これは休日を優先した形でそのように決められたわけでございますが、実際 1 年前、スタートをいたしまして、運用実態からも非常に煩雑とか、あるいは区分する意味合いの是非がございまして、国において変えようということでございまして、要は日曜日の時間においても超過勤務のその代償の時間に入れようということでございます。

そのために規定としましては、この 3 ページの下段にございますようなこの規定をすっかりまた除いてしまうということでございます。これを除くことによりまして、振り替えられる時間になったり、あるいは 100 分の 25 を足します時間になったりということになります。

それと、2 番目でございますが、廃校に伴い、へき地学校の級別指定表の整備を行うとございます。具体には 5 ページを見ていただきたいのですが、既に休校中となっております 2 校につきまして、4 月 1 日から正式に廃校といたしたいものですから、へき地等の指定になっておりますこの表から除くものでございます。具体には、この南牟婁郡の紀宝町立矢淵中学校浅里分校、それから、左にありますように浅里小学校というものがございまして、こちら廃校で削るといっただけのものでございます。

以上でございます。

【質疑】

委員長

議案第 85 号はいかがでしょう。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

・審議事項

**議案第 86 号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（福利・給与室長説明）

議案第 86 号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

こちらの理由も 2 ページをご覧ください。改正内容は再任用職員異動に関する規定を削除するというもの

でございます。

そもそもこの規則案7項から9項と申しますのは、平成18年に大幅に給与改定を行ったものでございますが、このときに現給補償をするという規定なのでございます。この基準日を18年3月31日としておりますが、再任用職員の異動、つまり身分が再任用職員になるということでございますが、この3月31日以降に再任用職員になりました者については、現給補償をしないという規定がございました。今回、平成22年度末になりまして、当時、平成18年に61歳で再任用となりましたときに、この平成22年度でちょうど65歳になりまして、そういう対象者がいなくなりますので、規定を削除する。これが趣旨でございます。

以上でございます。

**【質疑】**

委員長

議案第86号はいかがでしょう。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

**・審議事項**

**議案第87号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（福利・給与室長説明）

議案第87号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。地域手当の経過措置の規定を削除するものでございます。これも平成18年の給与改定のときに地域手当という形で設けられました。以降、三重県につきましては、地域手当を1%ずつ上げていく話でございました。それで、平成18年度に当初1%であったのを上げまして、平成19年度2%、平成20年度3%、平成21年度4%で完成するところ、勧告自体は4%でございましたが、三重県に財源がないということで、このときも3%ということになりました。平成22年度で当初の計画どおりの4%に達しました。一応規定のとおりになりましたので、もう経過措置は要らないという中で、その経過措置の規定を削除したいと考えております。

以上でございます。

**【質疑】**

委員長

議案第87号はいかがでしょう。

**【採決】**

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

**・審議事項**

**議案第89号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（社会教育・文化財保護室長説明）

議案第89号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1項第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

この内容につきましては、社会教育推進特命監小嶋よりご説明させていただきます。

（社会教育推進特命監説明）



それでは、最初に9ページをご覧ください。こちらが付則案の要綱でございます。この改正理由でございますが、図書館の職制及び職務権限にかかる規定の見直しが1点と、規則に定める各種様式について、著作権保護及び個人情報の適正な取扱い等に資するために行います。

主な改正内容でございますが、職制の変更に伴い、主任技術員及び技術員にかかる規定を削除します。

2点目は様式の変更についてでございますが、著作権法遵守の注意喚起、個人情報の取扱いに関する事項、県に提出する様式における敬称の修正、その他事務処理の円滑化の観点から行います。施行期日は平成23年4月1日からでございます。

それでは、次の10ページをご覧ください。改正箇所はアンダーラインの部分でございます。右側が現行、左側が改正案であります。まず、第1条、趣旨の規定中でございますが、条文のずれを修正するものであります。改正案の第1条のアンダーライン第27条の内容は、三重県総合文化センター条例の施行に関し、必要な事項を教育委員会規則で定めるという内容の条文でございます。

次に、第3条でございますが、職制及び職務権限の規定中の第1項第5号で規定しております主任技術員及び技術員にかかる規定を削除します。

次の11ページからが様式の変更でございます。結構多ございますので申し訳ございませんが、11ページをご覧くださいますと、これは複写申込書の様式でございます。レイアウトが変更になっておるところがございますが、内容的には、まず、左側の改正案の左上のほうに、「三重県立図書館長あて」とございますが、現行では右側の下のほうのところ、「三重県立図書館長様」とあります。これは先ほど申し上げました敬称の変更の部分でございます。それから、左側の改正案、票の上の1行でございますが、真ん中のあたりに調査研究のためとあります。これは右側の現行の様式をご覧くださいますと、真ん中あたりに使用目的とございます。この使用目的につきましては、調査研究のためという目的1点しかございませんので、具体的に調査研究のためというふうに修正をしております。

それから、左側の改正案の票の下のところに注意事項がございます。これは著作権法遵守の注意喚起についての記述を詳細に記したものであります。右側の現行のほうの様式のところ、右下のほう、「勤務先、学校名」とございますが、このあたりは個人情報の取扱いに関する観点から削除をしております。11ページについては以上でございます。

それから、12ページから13、14と続きますのは、第2号様式(その1)、資料貸出券交付申請書でございます。これについての、まず個人用が12ページ、施設用が13ページ、団体用が14ページと続いております。まず、12ページのところでご説明申し上げますと、先ほど申し上げました敬称の変更、「様」を「あて」に変えた部分でありますとか、この票の一番下のところがございます「ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用いたしません。」、こういった個人情報の取扱いに関する事項。

それから、事務処理の円滑化の観点ということで、左側のこの改正案の右上のところにあります「決裁欄」でありますとか、下の票枠の票の中の上の真ん中あたりですが、パスワード交付とございます。これは「eブック」 というシステムがございまして、予約すると、最寄りの図書館で借りられるというシステムでございますが、そのためのパスワードの発行を事務処理の円滑化の観点ということで加えております。右側の現行のほうでは、この票の枠の中の上のほうで、「性別」でありますとか、「職業」、「保護者氏名」、こういったところは個人情報の取扱いという観点から削除をいたしております。

同じような視点で、次の13ページ、14ページについて、それぞれ個人用、施設用、団体用、同様の改正を行おうとするものであります。

15ページでございますが、これは資料の貸出券でございます。左側の改正案の下の枠のところは裏面でございますが、裏面のアンダーラインの部分をご覧ください。休館日の例外でありますとか、有効期間を明示するという趣旨の改正でございます。

それから、最後、16ページでございますが、これは寄託申請書でございます。寄託申請書につきましては、アンダーラインの部分でございますが、敬称の変更を行っております。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案についての改正内容は、以上でございます。

## 【質疑】

委員長

議案第89号はいかがでしょう。

丹保委員

内容の問題ではないのですが、3ページの下は全部空白なんですよ。

社会教育推進特命監

はい。サイズとしてはA5サイズ。お手元の資料がA4で作ってございますが、右下のところに「規格A5」と書かしていただいております。

丹保委員

A 5の横になっているわけですか。

社会教育推進特命監

そうです。

丹保委員

分かりました。

岩崎委員

12 ページの個人用の資料貸出券って、これはいわゆる図書カードですよ。おそらく図書館は自分この指標として、図書カードがどの程度の範囲の人にどれくらい利用されているとか、その男女比とか年齢とか、かなり今まで細かく利用者の指標というのを持っていたんじゃないかと思うんですが、それがこの交付申請書が新しくなると、そういう今まで持っていたデータとのつながりは図れるのでしょうか。よく図書館で登録率とか、1人あたりの貸出し冊数とか、そういう数字をたくさん持っていらっしやるけれども、そういうデータはこれからもちゃんと経年的につながるようなものになるのかどうかということです。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

図書カードの登録につきましては、当然データベース化して、貸出し者の管理を行いますので、その辺は十分今のものと連携してとれると思います。

岩崎委員

例えば、男女の性別とらないでしょう。

図書館情報相談課長

男女別につきましては、かなり以前から統計は取っておりません。男女の区別はいたしておりません。

岩崎委員

なるほど。そうすると、住んでいるところ、それから年齢ぐらい。

図書館情報相談課長

はい。そうですね、住所、年齢についてですね。職業の欄もございません。

岩崎委員

そうですか。分かりました。

牛場委員

小中高でどのぐらいの地域によって利用率があるかというのは、いつでも結構ですので教えていただきたいと思います。

図書館情報相談課長

小中高というふうに分けていませんが、年齢別で統計をとっています。

牛場委員

また機会がありましたら。

図書館情報相談課長

今までの統計はございますので、またご報告させていただきます。

丹保委員

あともう1つ、こういう書類を作成するのは全部手書きでやる形式ですか。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

手書きでご利用いただいて。

丹保委員

カードで自動的にできるというのは、まだ考えてないのですか。カードを入れると自動的に紙に住所とか全部印字されて、それが出てくると。一応名前だけを書けばいいとか、そういうふうなカードをもう少し、名前を書くのは自署とか印の代わりに書くだけですが、そういうふうに自動化すると、先ほど言っていた統計も非常に取りやすくなるんですね。統計が自動的に取れる、そういうのはもうやっているんですか。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

今それお持ちになったこのカードを作るための交付申請券です。ですので、お借りになるときはこのカードで処理をされると。

丹保委員

カードで申請しようというわけですね。これは複写とかあるじゃないですか。複写の場合に自動的に住所が全部出てくるとか、名前が出てくるとか、署名も全部出るとか、バーコードを入れると出てくるとか、そうすれば、統計も全部出るんですが、そういうふうなコンビニ形式というか。もちろんこのカードではできないですよ、これでは。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

今おっしゃられました複写の部分につきましては、著作権法の関係もございますので、どの部分をとるか

とか、基本的に1人1枚というような限定が著作権法にかかっておりますので、そのカードで申込をいただくのは難しいんじゃないかと理解します。

丹保委員

いやいや、私が言っているのは、署名を書く代わりにそれを使うという意味なんです。カードじゃなくて、申込書のことを言っているんです。申込書のときに、住所を一つ書いたり、署名を書いたりするのは面倒くさいんですよ。そういうようなことをカード化できないかという話をしているんですね。これはまだまだそこまでいってないんじゃないかと思っておりますので、今後の検討課題ではないかと思ってるんです。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

今おっしゃられた申し込むときにカードでできれば、確かに簡単かと思っています。ただ、それをシステム化するということに非常に経費もかかりますし、また今後の課題になるかと。

丹保委員

だから、将来の話をしているんですね。

生活・文化部文化政策監兼総括室長兼博物館長

また、そういう機会があれば、また検討していただけたらと思います。すいません、今のところ、導入する計画はございません。

丹保委員

もちろん今のところないと思いますし、お金もかかるんですね。でも、将来的にはそういうこともおもしろいんじゃないかというふうに思います。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

#### ・審議事項

##### 議案第90号 三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

議案第90号 三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案 三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1項第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

この内容につきましても、社会教育推進特命監小嶋よりご説明させていただきます。

（社会教育推進特命監説明）

それでは、最初に2ページをご覧ください。それが規則案の要綱でございます。改正理由及び内容につきましては、平成23年度の組織改正に伴い、新たに副館長を設置し、課長を廃止するもので、所用の規定の整備を行うものです。施行期日は平成23年4月1日です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。改正点はアンダーラインが引いてあります。2箇所ございます。まず、第3条職制及び職務権限の規定中、第1項第2号で規定をしております課長の職を廃止し、新たに副館長を設置いたします。これにより、新博物館の整備を推進しようとするものであります。

次に、4ページをご覧ください。第1号様式の関係する条文のずれを修正するものであります。第1号様式は、第7条関係、これは資料の委託に係る様式でございます。県立博物館が資料の保管及び展示の委託を承諾したときに、申請者に交付する委託請書の様式でございます。

説明は以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

議案第90号はいかがでしょうか。

丹保委員

副館長というのは代理をするので、任務としては重いんですね。当然給与も高くなるということですか。

博物館長

副館長の職は現在のところ、課長級の職を充てるということで考えています。

丹保委員

給料は全く上がらない。

博物館長

副館長に座ったからということで給料は高くなりませんが、その位置づけは元々課長級という職を配置するという意味で、給料が高い者が配置されるというふうに考えるのかなと。

丹保委員

いや、私は逆に、今度、代理をするわけでしょう。今まで代理じゃなかったんですよね。だから職務内容が増えるんだから、給料を増やすのは当然じゃないかと私は思って質問をしているの。増やすなと言うんじゃないんですよ。

人材政策室長

おっしゃるように組織のあり方としては、今までは館長がいて、あとは課長ということですから、その課を代表する、館の副ではなく、課長ということですから、これは、ややこしいのですが、係長です。副館長ということで、おっしゃるように館長を補佐する。あるいは場合によっては代理する。課長級の職員を充てるということで、課長と副館長の責任の度合いと、それに照らした給料の処遇を考えると、副館長のほうが給与上も責任に見合った全庁別の給与処遇になるということで、一方で管理職手当という形で課長級ですので、そういった手当も時間外勤務に代えて支給されるということになると思います。

丹保委員

分かりました。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

#### ・審議事項

##### 議案第 91 号 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」(案) について(公開)

(スポーツ振興室長説明)

議案第 91 号 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」(案) について 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」(案) について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「第 7 次三重県スポーツ振興計画」(案) については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 13 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。策定の経緯でございますが、先般 3 月 10 日のこの定例会の協議会で内容についてはご説明をさせていただきました。その後、3 月 11 日に三重県スポーツ振興審議会を開催をいたし、その場で昨年度、21 年 12 月 21 日に審議会に諮問をいたしましたところの、「第 7 次三重県スポーツ振興計画(仮称)」のあり方について答申をいただいたところでございます。

2 ページをご覧ください。3 月 10 日の協議会のおりに、委員の皆様方からいただいたご意見につきまして、そこに小学校における外部人材の活用や、ジュニア指導者の育成などをはじめ、いくつかご意見を賜ったところでございます。また、あわせて 3 月 11 日に開催をいたしましたスポーツ振興審議会におきましても、この案については、そこにごございますように、体力テストにつきましても、全国比較だけではなく、本県における結果の経年比較もしっかりするべきであるといったようなことのご意見もいただきました。教育委員会の協議会、あるいはスポーツ振興審議会でもいただきました意見につきましては、今後、適切な振興管理を行いながら、第 7 次のこの計画の中で施策に反映をしまいたいと考えております。

そして、別冊でございますが、別添資料として「第 7 次三重県スポーツ振興計画(案)」平成 23 年 3 月、三重県教育委員会ということでございますが、これにつきましては、先般 3 月 10 日にご説明をさせていただいた内容のとおり、語句、文章等の修正はございません。第 1 章から第 4 章までご説明を既にさせていただいたとおりでございます。

以上、第 7 次スポーツ振興計画(案) についての説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑】

委員長

議案第 91 号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。 -

#### ・審議事項

## 報告1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長説明）

報告1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について 三重県教育委員会事務局決裁及び委任規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1ページをご覧ください。今回の事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令で、これは先ほども出た規程でございます。この規程を制定している趣旨は、まず、教育長の権限に属する事務を別の規則で定めてございます。その定まった教育長の権限に属する事務をどういった決裁区分でするのか、あるいはどういった手続きでするのか、上位の者がいないときの委任をどうするのかというものをここで定めているものでございます。

具体的には、3ページの新旧対照表をご覧ください。改正の理由としては、先ほどもございましたが、博物館に副館長を新たに設置して、課長を廃止するというに伴って整理するものでございます。この第2条の14号の中で、博物館条例施行規則に規定する課長というものを削って、美術館条例施行規則は別途条ずれがございますので、その分を直ささせていただきながら、左の改正案で15号の定義のところなのですが、所次長という職の定義をさせていただいていますが、具体的には博物館の副館長、それから美術館の副館長を所次長という形で決裁規定上、定義をさせていただいております。第3条におきましては、所長及び課長というのを、所長、課長及び所次長、あるいは地域機関の長又は課長というのを、地域機関の所長又は課長若しくは所次長に改めさせていただきたいと思っております。

あと、4ページ以下も少し表の抜粋で見にくいわけですが、区分を設けてございまして、例えば4ページの左のほうですと、地域機関のところでは所長と博物館の館長と美術館の館長というような3種類に改めて区分をさせていただいております。

5ページ以降も同様の趣旨の改定になってございます。この訓令につきましては、23年4月1日から施行させていただきます。

### 【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

岩崎委員

美術館には元々副館長はいたということだよね。

人材政策室長

はい。美術館には副館長が既にいます。

岩崎委員

その人は課長級でいたということですか。

人材政策室長

職階としては課長級です。

岩崎委員

それを今度、決裁規程上は博物館と同じように所次長に位置づける。

人材政策室長

職名は副館長なのですが、埋蔵文化財センターとかいろいろございますので、その決裁の区分としては所次長という形で、副館長が2種類できましたので、整理させていただいて、表上をそういう区分にさせていただいたということでございます。

丹保委員

非常に細かいことに気になるのですが、地域機関の長と地域機関の所長というのはどう違うんですか。

人材政策室長

地域機関の長と特定するところは一緒なのですが、所長でしたら所長を特定することなのですが、改めて、今回、所次長という形の定義を設けさせていただきましたので、地域機関の長というよりは地域機関の所長という形で、決裁の段階というのを分かりやすくさせていただくというものです。

丹保委員

もっと前のことをいうと、次長としないので所次長としたのはどうしてですか。

人材政策室長

所の次長という意味合いで所次長という形でさせていただいているのですが。

丹保委員

こういうふうにするのが一般的であれば構いませんが、何か理由が分かれば教えてほしいというだけの話です。

人材政策室長

全庁的に事務決裁規程とか、あるいは職の設置というのは、県全体としてトータルで、どの部局だからということではなくてそろえているところなのですが、職の置き方として一時、組織のフラット化というときがございまして、より早く決裁できるように、意思決定を迅速にということに重点を置きながら、次長職というのを見直そうという時期があったのですが、それ以降、やっぱり所長が対外的に出られたりするという機能も段々増えてきましたので、ナンバー 2 の機能がより必要性が出てきたと。そのときに、所長と所次長というような形で決裁規程を知事部局が置いて、今回はどちらかということ、外形的な部分の統一性という面で、知事部局との規程の整合性をとらせていただいたというのが正直なところですよ。

丹保委員

では、知事部局がこういう名称を使っているの、全庁的に同じような名前にしたということですね。ありがとうございました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議事項

### 報告 5 教員の指導力向上支援事業の平成 22 年度実施結果と平成 23 年度の概要について（公開）

（人材政策室長説明）

報告 5 教員の指導力向上支援事業の平成 22 年度実施結果と平成 23 年度の概要について 教員の指導力向上支援事業の平成 22 年度実施結果と平成 23 年度の概要について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 3 月 23 日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長

1 ページが概要でございます。この報告の要旨としましては、平成 22 年度の指導改善研修を受講した教員の研修後の措置、それから、23 年度の、ここは名称を変えておりますが、資質能力向上支援事業の対象となる教員の措置を決定したというものでございます。

この指導力向上支援事業ですが、平成 15 年度から県教育委員会で要綱を整備して、学習指導とか生徒指導、学級経営にかかる指導力に課題があるという者の研修を実施しているところですよ。平成 19 年度からは教育公務員特例法も改正されて、法的な位置づけもされて今に至っているわけですよ。

具体的な手続きとしましては、まず、各学校で校長が、指導が不適切であると考えられる教員の観察なり改善指導、それから客観的実態把握と指導記録をつけていただきます。改善を校長のマネジメントの下でやっていただくわけですが、なかなか難しいという状況が生じれば、県教育委員会に、小中でしたら市教委を通じて報告をいただいて、我々事務局で精査を行い、やり取りもしながら、具体には外部の弁護士なり P T A 関係者の方も入っていただいた審査委員会というのを設けてございまして、その審査委員会の中で種々議論、審査いただいて、実際の認定にあたっては、また別の事務局の中の判定委員会で決定させていただきます。そういった手続きを経ながら、指導が不適切であるということで認定を受けた教員につきましては、1 年間、総合教育センターを中心に研修を積むことになっております。その 1 年間の研修の後、また審査委員会で現場復帰が可能であるのか、あるいは困難であるかという審査を経て、事務局においていずれかを決定していくと。大きくそういう流れでございます。

1 ページの 2 のところですが、平成 22 年度の実施結果として、2 名の教員が研修を受けて、1 月 25 日に「三重県指導改善研修審査委員会」、坪井弁護士に委員長をお願いしており、ご審議いただきました。その意見をもとに事務局内の判定委員会において、2 名とも指導が不適切である教員の認定を解除し、平常勤務に復帰させるとの決定をさせていただいたところですよ。

平成 23 年度につきましては、対象となる教員として、市教育委員会から報告がありました教員 4 名につきまして、同じく審査委員会でご審議をいただきまして、その意見をもとに判定委員会において 4 名全員を指導が不適切である教員に認定し、校外指導改善研修を受講させる旨、決定したところですよ。内訳は、小学校 2 名、中学校 2 名となっております。

3 番ですが、現場復帰と決定した 2 名につきまして、該当市教委、校長とも連携して、より円滑な復帰を支援するということと、復帰後も引き続き資質の向上に努めるようフォローもしていく予定でございます。

23 年度に認定された者につきましては、個々状態も違いますので、個々の教員の課題に応じた研修プログラムを総合教育センターを中心に作成のうえ、23 年 4 月から 3 月までの 1 年間、校外指導改善研修を実施するとしてございます。

ただ、この 4 名のうち 1 名につきましては、現時点で病気休暇を取得しておりますので、その休暇が終わって復帰の後に、校外の指導改善研修を受講させていく予定でございます。

報告は以上でございます。

## 【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

丹保委員

1つは、新しく23年度に指導を受ける教員の年齢がどのくらいかということと、分かれば内容的に、そんなに詳しくはいらないんですが、どういうことで研修を受けるのかということですね。

それから、もう1つ、新しく入った人たちがドロップアウトする例、つまり1年目で辞める人がどれくらいいるかというのを、今は統計がないと思いますから、もし分かっていたらね。心配しているのは、新しく先生になってすぐにおかしくなってしまう人がいるんじゃないかという心配をしているんですが、そういうことがあれば大変です。

それから、もう1つは、やっぱり教員養成上、いろいろについて学部と人材の会議をやっていますね。そういうときに遠慮なくいろんなことを養成側にも言うべきじゃないかという気がします。最初のところお願いします。

人材政策室長

4名につきましては、40代半ばの者が1人と、50代前半の者が3人ということでございます。それから、4人の概要ですが、小学校の担任をしている者につきましては、本年度22年度に入って4月ぐらいから学級経営が成り立たなくなってきたり、市教委も退職校長をアドバイザーとして送り込んだり、学校のほうも対応してきたのですが、なかなか落ち着いた状況が続いてきて、非常勤講師を配置したりして現場のフォローはしつつあるのですが、小学校の低学年の子どもを集中させられない、あるいは教員の間での人間関係を構築、協働したりすることができないというふうな状況がございました。

2人目は、専科教員として以前にも担当をしておいたわけですが、児童に対するかわり方について、保護者のほうから教え方とかコミュニケーションの方法について苦情なり相談があって、本年度、授業を担当はしてない状況です。しかし、数名の児童に対して適切な指導を行えずに、授業中の学習規律が保たれなかったり、児童の態度が悪く思うようにならないと、少し大声を上げたりするなど、威圧的な部分も出てきているというような状況がございます。

また、中学校の教諭ですが、少人数クラスで授業を行ってきているわけですが、これも保護者のほうから少し授業の内容が分からない、子どもが分かる授業をしてほしいというような再三の要望とか、あるいは組織一体として学校運営なり、子どもたちへの教育をやっていく自覚が欠けているということで、独断で生徒や卒業生ともかかわるので、その面でもトラブルになっておるといことです。もちろん管理職を中心に指導を幾重もしているわけですが、なかなか改善しようという状況に至っていません。

もう一人の、中学校教諭ですが、単独で授業をさせるというのがなかなか難しい。講義式の授業が多くなって、生徒が興味を示さず理解がおぼつかないというか、生徒との関係が構築されない。あるいは生徒の心情を汲み取って解決をしようとする姿勢がないので、生徒から軽視されるという状況があります。あるいは他の教員に例えば責任転嫁したり、自己弁護を図るといった状況がございまして、冒頭、申し上げましたように、各学校長なり教頭がより具体的な指導観察記録もつけながら指導もして、我々もそういう報告を聞いて、審査会へ説明させていただいて手続きを進めているところでございます。

丹保委員

フレッシュマンはいないんですね。

人材政策室長

いません。

牛場委員

資質向上というのはいいことですね。

丹保委員

ありがとうございました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議事項

### 報告6 技能教育施設の内容変更及び廃止について（公開）

（高校教育室長説明）

報告6 技能教育施設の内容変更及び廃止について 技能教育施設の内容変更及び廃止について、別紙のとおり報告する。平成23年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育室長。

まず、技能教育施設とは何かということでございます。技能連携制度というものがございまして、これは、高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設、これを指定技能教育施設と呼んでおりますが、ここで教育を受ける場合、この施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修と見なすことができるというものでございます。

1 ページをご覧ください。そこに技能教育施設の内容変更及び廃止について1と2と挙げさせてもらっておりますが、まず、1が内容変更の届出をした指定技能教育施設でございます。変更前が中部生活技術専門学校といったものを、名称変更で中部ライテックビジネス専門学校とするというものでございまして、変更年月日が平成23年4月1日でございます。

2番目の廃止の届出をした指定技能教育施設でございますが、大橋学園高等専修学校でございます。廃止年月日は平成23年3月31日でございます。

以上、報告でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### ・審議事項

議案第88号 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

報告7 平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（非公開）

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### ・審議事項

議案第82号 職員の人事異動（事務局）について（秘密会）

議案第83号 職員の人事異動（県立学校）について（秘密会）

議案第84号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）

報告2 平成23年度事務局職員の人事異動について（秘密会）

報告3 平成23年度県立学校教職員の人事異動について（秘密会）

報告4 平成23年度市町立小中学校教職員の人事異動について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決するとともに、全委員が本報告を了承する。

#### ・審議事項

議案第92号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

議案第93号 三重県教育委員（教育長）の辞職について（秘密会）

清水委員長が説明し、向井正治教育委員（教育長）の辞職に全員が同意する。